

1 新体育館料金設定に関する主な項目・内容

項目	内容
体育館建替えに伴う利用料金改定の考え方	○新体育館の利用料の設定に当たっては、現体育館の見直しではなく、新体育館の管理・運営に必要な経費に基づいて算定するものです。
減免・免除規定	<p>○市内の高齢者、障害者の方等が利用する場合、次のような減免、免除となります。</p> <p>(団体利用の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校が教育・保育活動で利用する場合、免除になります。 ・市内に在住する 65 歳以上の高齢者が過半数で構成する団体が利用する場合 2 分の 1 の減免になります。 ・市内に在住する障害者が過半数で構成する団体が利用する場合 2 分の 1 の減免になります。 <p>(個人利用の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住する 65 歳以上の高齢者が利用する場合 2 分の 1 の減免になります。 ・市内に在住する障害者が利用する場合 2 分の 1 の減免になります。
アマチュアスポーツ以外(営利目的)に利用する場合	○原則としてアマチュア利用の 10 倍(入場料等を収受しない場合は 2 倍)の料金としました。
夜間の料金設定	○夜間(午後 6 時以降)の施設運営に係る経費を勘案して夜間の料金を 2 割増しとしました。
市民以外の料金設定	○市民が優先してサービスの恩恵が受けられるよう、市民以外の利用料は 2 倍としました。
冷暖房料	○メインアリーナ、サブアリーナ及び武道場では、冷暖房期間中も冷暖房を使用しない場合があることから、その場合冷暖房料がかからないように、別途有料とし

	て使用する方に負担を求めることとしました。また、全面空調の他、1/2 空調も可能な料金設定としました。
照明料	○メインアリーナ、サブアリーナでは、公式試合が開催可能な照度を確保するための照明器具（LED 照明と高輝度放電燈照明の融合配置）を設置しています。練習など、LED 照明のみを使用した場合無料ですが、公式試合などの高輝度が必要な際は全灯照明となりますので、別途有料として使用する方に負担を求めることとしました。
個人利用料	○多様化する個人利用のニーズに対応するため、1人当たりの利用料として設定しました。
会議室の利用料設定	○市内の公共施設会議室利用料と均衡を図るため、1平方メートル当たりの時間単価と同一として設定しました。
トレーニング室利用料	○冷暖房料を含めた利用料設定としました。

2 各部屋の面積等

メインアリーナ	2,081 m ²
サブアリーナ	939 m ²
トレーニング室	228 m ²
第1 武道場	218 m ²
第2 武道場	218 m ²
ランニングコース	幅 2m×延長 200m
弓道場	555 m ² (矢道を含む)
大会議室	150 m ² (2 分割可能)
小会議室 (2 部屋)	各 32 m ²

3 利用事例(現体育館との比較)

(専用利用 1 時間当たり)

利用形態	現体育館		新体育館	
	部屋	料金	部屋	料金
バスケット ボール 1 面	競技場・全面	2,262 円	メインアリーナ・1/2 面	3,121 円
			サブアリーナ・全面	2,817 円
バレーボール 1 面	競技場・1/2 面	1,131 円	メインアリーナ・1/3 面 サブアリーナ・1/2 面	2,081 円
バトミントン 1 面	競技場・1/2 面	1,131 円		1,408 円
柔道・剣道	柔道場・剣道場	411 円	第 1・第 2 武道場	654 円
フットサル	—	—	メインアリーナ・1/2 面	3,121 円
ハンドボール	—	—	メインアリーナ・全面	6,243 円